

令和6年度第3回 子ども・子育て会議

令和6年11月14日 午後7時から
市役所2階 防災会議室

令和7年度～令和11年度 の人口推計

令和7年度から令和11年度までの人口推計について

① 実績データと推計仕様

今回の推計に用いた実績データは、以下の人口動態調査の出生数と住民基本台帳人口です。推計では男女・各歳の見込みを行いました。推計期間は、子ども・子育て支援事業計画の計画年度に合わせ、令和6年(4月1日)を基準年とし、令和7年から令和11年までの5年間としています。

【実績データ】

項目	期間	出典
出生数	平成27年～令和4年	厚生労働省人口動態調査、人口動態統計、確定数、保管統計表、都道府県編(報告書非掲載表)、出生
人口	平成30年～令和6年 (4月1日現在)	守山市住民基本台帳人口(性別・各歳)

令和7年度から令和11年度までの人口推計について

②コーホート変化率法

平成30年～令和6年の7年次における男女・0～105歳以上の実績人口から6年分の変化率を算出し、これを基本として将来推計に用いる変化率をいくつかのパターンから選択設定できるプログラムを使用しています。

③将来の出生率は複数の仮定値から検討

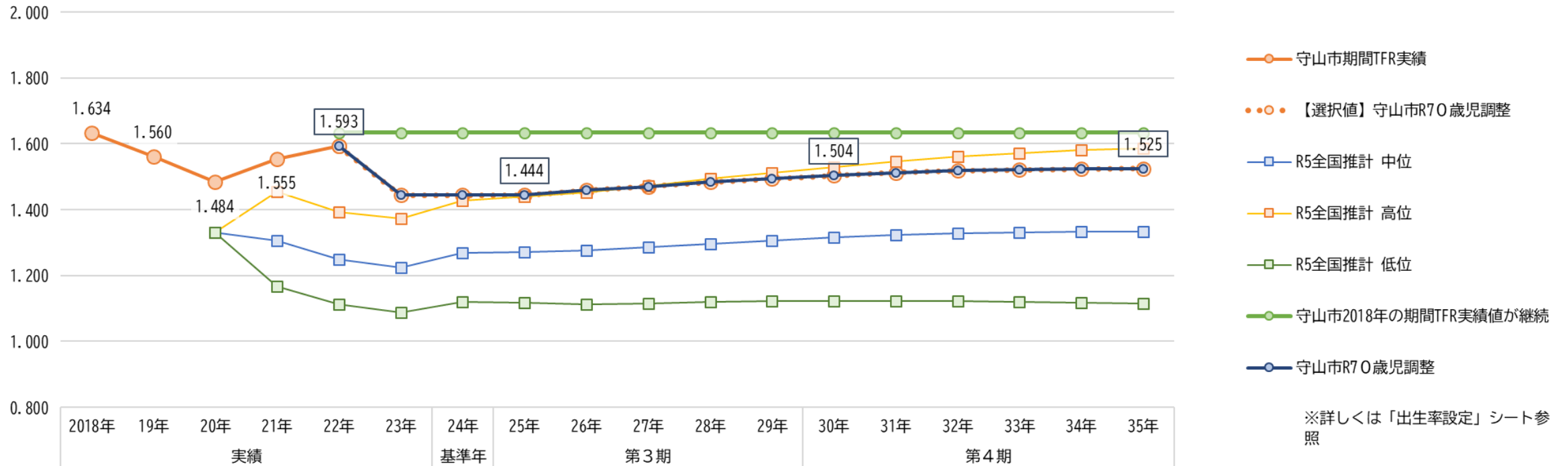
国立社会保障人口問題研究所全国推計の出生率仮定値等のほか、実際の守山市における出生率の実績の中から、将来の出生率のパターンを検討・選択

④国立社会保障人口問題研究所「令和5年推計」について

新型コロナ流行が出生率に与える影響や推計結果の比較対象といった点から、国立社会保障人口問題研究所が行った「令和5年全国推計」「令和5年地域推計」を参照、参考としています。なお、この地域推計においては、子ども女性比を「0-4歳人口の20-44歳女性人口に対する比」と定義しています。

令和7年度から令和11年度までの人口推計について

仮定値設定表1 将来推計に用いる出生仮定値（合計特殊出生率・期間TFR）の選択



令和7年度から令和11年度までの人口推計について

39歳未満	実績							推計				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
0歳	785	746	720	686	767	777	652	652	648	653	662	670
1歳	856	813	778	768	758	796	810	688	688	684	689	698
2歳	854	861	841	808	804	769	788	828	703	703	699	704
3歳	938	853	889	866	842	848	785	811	852	724	724	720
4歳	905	948	859	911	877	854	858	796	823	864	734	735
5歳	915	898	956	871	922	882	862	864	801	828	869	739
6歳 (小1)	989	923	900	979	889	923	896	873	875	811	839	880
7歳 (小2)	1,014	988	933	916	986	898	928	904	880	881	818	845
8歳 (小3)	990	1,019	997	937	916	984	908	932	908	884	885	822
9歳 (小4)	1,048	993	1,023	1,009	943	917	984	913	937	911	887	890
10歳 (小5)	953	1,060	998	1,030	1,004	952	919	989	916	941	916	892
11歳 (小6)	980	952	1,060	1,010	1,030	1,005	952	921	991	918	943	918
12～17歳	5,716	5,840	5,811	5,940	5,982	6,039	6,095	6,068	6,029	5,965	5,882	5,792
18～39歳	20,868	20,764	20,716	20,692	20,652	20,777	20,540	20,547	20,583	20,708	20,834	20,978

○ 0歳から17歳までの子どもの推計結果は左の図のとおりです。

○ 令和7年4月1日時点の0歳児人口を652人としました。これは令和6年度中の母子手帳発行枚数等から、令和6年4月1日とほぼ同数であると想定できるためです。

令和7年度から令和11年度までの人口推計について

単位：人

	実績							推計				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
総人口	82,769	83,313	83,852	84,566	85,107	85,675	85,731	86,049	86,337	86,601	86,841	87,083

事業対象別	実績							推計				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
0歳	785	746	720	686	767	777	652	652	648	653	662	670
1歳	856	813	778	768	758	796	810	688	688	684	689	698
2歳	854	861	841	808	804	769	788	828	703	703	699	704
3-5歳	2,758	2,699	2,704	2,648	2,641	2,584	2,505	2,471	2,476	2,416	2,327	2,194
小学校低学年	2,993	2,930	2,830	2,832	2,791	2,805	2,732	2,709	2,663	2,576	2,542	2,547
小学校高学年	2,981	3,005	3,081	3,049	2,977	2,874	2,855	2,823	2,844	2,770	2,746	2,700
12-17歳	5,716	5,840	5,811	5,940	5,982	6,039	6,095	6,068	6,029	5,965	5,882	5,792
計	16,943	16,894	16,765	16,731	16,720	16,644	16,437	16,239	16,051	15,767	15,547	15,305

○ R7～R11において、総人口は増加しますが、子どもの人数は減少する見込みです。少子高齢化が今後も進むことが予想されます。

○ これらの結果を基に、R7以降の5年間の事業見込量と確保方策を決定します。

事業の見込量と 確保方策について

事業の見込量と確保方策について

○子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとされています。

○計画に記載すべき事項

(1) 幼稚園や保育所・認定こども園などに関する需給計画

計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員(供給)を確保するための方策を定めるもの。

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

(2) 時間外(延長)保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(3) 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保内容

乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

○就学前教育の実施【幼稚園、認定こども園(短時部)】

対 象 : 就学前児童 1号認定(3~5歳)

施設数 : 幼稚園 5か所(公立)、認定こども園(公立 4か所、私立 5か所)

(人)

認定区分	実績	計画期間				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	933	840	792	773	745	702
確保量	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765

利用児童数は減少傾向ですが、令和7年度から幼稚園での給食提供も開始することから、利用状況に注視しつつ、ニーズに合わせて柔軟に対応します。

乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

○保育の実施【保育所、認定こども園(長時部)、地域型保育事業】

対 象 : 就学前児童 0～2歳(3号認定)、3～5歳(2号認定)

施設数 : 保育所 9か所(公立 4か所、私立 5か所)

認定こども園 9か所(公立 4か所、私立 5か所)

小規模保育所 13か所

家庭的保育室 4か所

事業所内保育所 2か所

乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

○保育所、認定こども園(長時部)等 0歳児(3号認定)の見込量と確保策 (人)

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	96	98	101	105	110	115
確保量(認可定員)	183	183	189	189	189	189

※R7.7 小規模事業所(定員19人)、R8.4 保育所(定員90人)を開設予定

○保育所、認定こども園(長時部)等 1歳児(3号認定)の見込量と確保策 (人)

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	401	347	358	366	380	396
確保量(認可定員)	387	390	410	410	410	410

※R7.7 小規模事業所(定員19人)、R8.4 保育所(定員90人)を開設予定

乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

○保育所、認定こども園(長時部)等 2歳児(3号認定)の見込量と確保策

(人)

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	459	497	422	422	419	422
確保量(認可定員)	470	474	497	497	497	497

※R7.7 小規模事業所(定員19人)、R8.4 保育所(定員90人)を開設予定

母親の就業率の増加、保育ニーズの低年齢化等が要因で、令和7年度の2歳児に待機児童が発生する見込みとなっており、令和7年度に小規模保育所1か所、令和8年度に保育所1か所を整備し、令和9年度の待機児童ゼロを目指します。

また、保育士の確保、育成、定着化を図ることで見込量に対する確保量の維持に努めます。

乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

○保育所、認定こども園(長時部)等 3～5歳児(2号認定)の見込量と確保策 (人)

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	1,492	1,557	1,609	1,570	1,513	1,426
確保量(認可定員)	1,550	1,550	1,610	1,610	1,610	1,610

令和7年度および令和8年度については一時的に定員を上回るニーズが発生する可能性があります。定員を超える受け入れを実施するなどにより対応し、保育士の確保、育成、定着化を図ることで見込量に対する確保量の維持に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

【実施する事業】 プランP111以降参照

- ①利用者支援に関する事業
- ②時間外(延長)保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策
地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業(ファミサポ事業)
- ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う偉業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑲産後ケア事業

新たに追加

子ども・若者応援プラン2025 各種事業等の展開

子ども・若者応援プラン2025

【基本理念】

『子ども・若者が輝くまちづくり ～すべての子ども・若者の幸せを未来につなぐ守山～』

【期間】

令和7年度～令和11年度(5年間)

【基本目標】

- 1 社会全体で子育てをささえるネットワークづくり
- 2 愛情とゆとりある家庭環境づくり
- 3 のびのびと遊び行動できる地域づくり
- 4 子ども・若者の健やかな成長と自立支援
- 5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり

施策・事業	取組内容	担当課
妊産婦および新生児に対する指導	妊娠届出時から専門職による伴走型支援と経済的支援を行い、保護者の育児不安の解消と児の発育を確認していきます。(ネウボラ面接、8か月アンケート、新生児訪問、出産・子育て応援交付金)	母子保健課
産後ケア事業	生後1歳までの母子に対し、医療機関などで心身のケアや育児手技の指導などを行う産後ケアを実施します。	母子保健課
自治会館や学区の公民館(会館)での子育て支援活動の展開	親子ほっとステーションや子育てサポーター交流・研修会の開催、自治会サロンへの支援に加えて、公民館の青少年・子育て担当者が中心となり、地域で活動する子育てサークルの活動支援を行います。	社会教育・文化振興課
教育相談事業	子どもの不登校等、学校生活に不安や悩みを抱える保護者や児童生徒を対象に、電話および面接による相談を実施します。必要に応じて他機関とも連携をとったり、学校訪問による情報共有やアセスメントを行ったりして、適切な対応を図ります。	教育支援センター
多様な媒体を使用した情報提供の充実	子育てアプリや子育て情報誌など、多様な媒体を活用して子育て情報の提供を行うとともに、乳幼児健診や各種サロンの場でも保護者が必要とする情報について、積極的な情報提供を行います。	こども政策課

2 愛情とゆとりある家庭環境づくり

施策・事業	取組内容	担当課
フレックスタイムや在宅就労等の就労形態の多様化への働きかけ	家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入の働きかけを行います。	商工観光課
育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ	育児休業制度に関する正しい知識・情報の周知、企業への育児休業を取得し職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用について働きかけを行います。	商工観光課
父親に対する出産・育児知識の啓発	母子健康手帳の交付時に父子手帳を交付したり、新生児訪問時に父親用の育児指南書を配付するなど、父親が出産・育児について知り、妊産婦へのよりそいや育児家事を協働して行うことができるよう啓発します。	母子保健課
妊産婦健康診査の公費負担の充実	妊産婦健康診査に係る一定額を公費で負担し、受診を促進します。	母子保健課
育成奨学資金貸付事業(返還免除型奨学金を含む) 【若者】	高校・大学等への修学が経済的に困難な生徒に対し、奨学金を貸与します。	学校教育課

3 のびのびと遊び行動できる地域づくり

施策・事業	取組内容	担当課
<p>庁舎等のフリースペースの開放と充実による居場所づくり【若者】</p>	<p>庁舎等の公共施設の自由スペースを開放し、気軽に使える居場所となるよう取り組んでいきます。</p>	<p>こども政策課 総務課 市民協働課 社会教育 ・文化振興課 図書館</p>
<p>地域住民の協力による青少年健全育成活動</p>	<p>7月、11月の強調月間を中心に、あいさつ運動、非行被害防止等の声かけ、また通学路における青少年の見守り活動を行うことで、青少年を育成する環境づくりを推進します。</p>	<p>社会教育 ・文化振興課</p>
<p>インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発</p>	<p>各小・中学校で情報モラル教育を推進するほか、PTA連絡協議会補助制度を活用したPTA主催のネット被害防止に関する学習会の実施を推進します。</p>	<p>学校教育課 社会教育 ・文化振興課</p>

4 子ども・若者の健やかな成長と自立支援

施策・事業	取組内容	担当課
乳幼児健康診査事業	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象とした健康診査・健康相談を実施するとともに、新たに1か月児を対象とした健康診査を個別健診で実施します。	母子保健課
子育て短期支援事業	保護者の病気や出産など一時的に養育を受けることが困難になった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、養育の支援を行います。	子育て応援室
子育て世帯訪問支援事業	子どもの養育環境を整えるため、家事、育児等に不安や負担感を持つ保護者、妊産婦等がいる世帯に対し、訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行います。	子育て応援室
子どもの学習・生活支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯等、生活において困難な状況を抱え、支援を必要とする子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・学習等の支援を行い、支援を要するこどもの居場所としての役割を担うことにより、その生活の向上を図ります。	こども家庭相談課

4 子ども・若者の健やかな成長と自立支援

施策・事業	取組内容	担当課
教育支援センター事業	教育支援センターとして、不登校児童生徒への支援の在り方について校園に情報提供を行うとともに、緊密に連携を図ります。また、不登校児童生徒の支援に加え、一人で悩みを抱え込まないように保護者への支援に努めます。	教育支援センター
SSR(スペシャルサポートルーム)の推進	不登校児童生徒等が安心して登校し、学びを継続できる学習環境等を整備することにより、不登校児童生徒等への支援体制の充実を図ります。	学校教育課
ひきこもり支援 【若者】	ひきこもりの当事者や家族との相談(訪問や来庁等)を行い、必要に応じ就労体験の場を活用し、当事者に寄り添いながら、伴走型支援を行います。	生活支援相談課
就業支援【若者】	就業支援にあたり、ハローワーク等と連携、就労相談を実施します。	商工観光課
若者しごと悩み相談 【若者】	若年層が抱える就労に関わる不安の解消および、意欲の向上を目的として公認心理師によるカウンセリングを実施します。	商工観光課

5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

施策・事業	取組内容	担当課
保育ニーズへの対応	保育所の入所にあたり待機児童が出ないように、保育を必要とする保護者のニーズに柔軟に対応できるように、保育定員の維持・確保に努めます。	こども政策課 保育幼稚園課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和8年度事業開始に向け、事業の研究および事業計画を実施し、整備を推進します。また、運営時以降、実施状況や国の動向等を見る中、必要に応じて事業の見直しを行います。	こども政策課 保育幼稚園課
放課後児童健全育成事業	登録児童が定員を超えながら受入れを行っているクラブもあること等を踏まえ、既存施設の活用、施設整備などにより、見込量の確保を図ります。	こども政策課
親子で参加できるイベントの推進	日常的に親子でスポーツに親しむきっかけとなるように、親子で参加できるイベントを推進します。	スポーツ振興課
地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	気軽に立ち寄れる遊び場、相談できる場を提供し、地域と連携した子育て支援の強化(子育てサークル活動等)を図ります。	こども政策課

パブリックコメントの 実施について

パブリックコメントの実施について

【意見募集期間】

令和7年1月10(金)～令和7年1月31日(金)

【募集のお知らせ】

広報もりやま

令和6年12月15日号 内容:パブリックコメント実施予告について

令和7年 1月15日号 内容:パブリックコメント実施中について

※市ホームページ等でも並行してお知らせ予定

※多くの市民に見ていただくため、動画配信サイトYoutubeを活用した意見募集を実施する予定です。

プラン策定のスケジュール

	行程	庁内推進会議	子ども・子育て会議	議会
R6.9月				プラン骨子案
10月				
11月		プラン原案、パブリックコメント実施説明	プラン原案、パブリックコメント実施説明	
12月				プラン原案、パブリックコメント実施説明
R7.1月	パブリックコメント			
2月	最終案作成	パブリックコメント結果報告、プラン案報告	パブリックコメント結果報告、プラン案報告	
3月				パブリックコメント結果報告、プラン案報告
4月	次期プラン施行			

【今後の子ども・子育て会議について】

第4回(2月) パブリックコメント実施報告、プラン案報告
パブリックコメントでいただいた意見の報告と
意見のプランへの反映等について説明プラン
最終案の確定